平成２２年（フ）第３３０５号
名古屋市守山区瀬古３丁目705番地　メゾンローゼ507号
破産者　出納　宏志
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３０６号
名古屋市守山区瀬古３丁目705番地　メゾンローゼ507号
破産者　出納　裕子
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１７４号
大阪府門真市末広町５―17、開始決定時の住所大阪市東淀川区大道南２丁目10番21号
破産者　いまむら建装こと　今村　憲一
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７１１号
大阪市港区市岡３丁目11番21号
破産者　髙橋美津雄
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０９１号
大阪府守口市大久保町３丁目20番22号
破産者　親松きみ江
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４８８号
大阪市平野区平野馬場２丁目３番12―1201号
破産者　本名　一雄
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０３０号
大阪府東大阪市日下町５丁目７番16号ゼルビーノＢ105号
破産者　前田　康八
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０４３号
大阪府吹田市寿町２丁目11番10号、開始決定時の住所大阪市淀川区木川東４丁目３番34―712号
破産者　大西こと　邉　　重奎
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２９６号
大阪市淀川区野中南２丁目５番１―805号、前住所大阪市淀川区三国本町１丁目４番27号
破産者　河東こと　鄭　　洋一
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２９７号
大阪市淀川区野中南２丁目５番１―805号、前住所大阪市淀川区三国本町１丁目４番27号
破産者　市野　悦子
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３３４号
大阪市中央区本町橋２番14　アジリア本町橋1106号、住民票上の住所奈良県北葛城郡河合町大字川合1013番地１
破産者　岡井　康秀
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５７５号
大阪市生野区巽北１丁目25番12号
破産者　橋本正之こと　玄　　在萬
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５７６号
大阪市生野区小路東４―４―６、住民票上の住所大阪市平野区加美北１丁目21番39号
破産者　橋本　成男
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５８２号
大阪府寝屋川市川勝町４番１号
破産者　鬼塚　卓矢
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５８９号
大阪市淀川区木川西４丁目３番31号　ヴィラ・ミラノⅠ―405号
破産者　アンクレこと　福山　豊晴
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６１９号
大阪市都島区中野町２丁目６番16号　マンションなごみ301号
破産者　西本　嘉秀
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６３１号
堺市南区鴨谷台３丁２番９―101号、前住所堺市南区釜室588番地25
破産者　小畠　清司
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７５２号
大阪府枚方市招提平野町９番26号
破産者　塩崎　典子
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部